

會 報

第652号

2023年1月1日発行

一般社団法人

監 査 懇 話 会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

明けましておめでとうございます



撮影場所：八ヶ岳西天狗岳頂上直下の鞍部（長野県茅野市）

「厳冬の八ヶ岳西天狗岳」

羽持 彰

晴天でしたが標高 2600 メートルの鞍部は風が強く寒かった。多分マイナス 20℃ ぐらいで写真の前を歩いているパーティーが雪煙に紛れていました。頂上は 2646 メートルですが、すぐ下山しました。

新年のご挨拶



会長 太田 剛

皆様、明けましておめでとうございます。

わが国で新型コロナウイルスの発生が確認されてから3年が経過しました。この間ウイルスは変異を繰り返して、最近ではより感染性の強い株が主流となり、国内の新規感染者数は累計で2千5百万人を超えるなど、この1年間でそれまでの10倍以上の急激な増加となっていました。しかしながら罹患しても比較的重症化しにくい傾向もあるとのことで、社会、経済は既にコロナ以前の状況に向かって動き出しています。

昨年の当会活動は、コロナ禍でもオンライン等を活用してできるだけ動きを止めないように工夫してきましたが、最近は機器の取扱いも含めそれまでの経験を積むことで、円滑な運営が実現できるようになりました。監査部会の活動や講演会などでは会場での参加とオンラインによるリモート参加の併用開催が主流となり、両者を合わせた参加者数は以前より多くなるなど当会の行事として定着しつつあります。また、ホームページ改定も実施し、トップページはより見やすく、さらに新規会員獲得に向けた入会手続きページへの導入をわかりやすくリニューアルしました。その成果として本年度の新規入会の皆様の多くは、当会ホームページがきっかけであった、とお答えいただくようになりました。日頃、運営に携わっておられる関係者の皆様、ホームページ改定にご尽力いただいたプロジェクトチームの皆様のご努力と、会員・会友の皆様のご理解とご協力に改めてお礼申し上げます。

ところで、欧米ではもはやマスク姿を見かけることが少なくなり、コロナの問題は既に終了したかのような雰囲気だとの報道が多くなっていますが、これまで猛威を奮ってきた新型コロナウイルスや、中国のゼロコロナ政策、さらにはウクライナ危機の発生などによって、世界全体の供給バランスが変わり、わが国が輸入に頼る天然ガスなどのエネルギー資源や小麦などの穀物価格が上昇しています。さらに欧米諸国などではインフレ対策として金融政策の引き締めが行われた結果、円安が進むことになりました。こうした状況は新

年になっても大きく変わることはなく、エネルギー資源などの価格高騰と円安で物価はさらに上昇する恐れが強く、食料品や日用品などを中心にわが国の家計負担はさらに厳しくなると懸念されます。

このような状況で新年を迎えたわが国の経済は厳しいものとなりそうですが、各企業はこれまで以上に思い切った施策や創意工夫を図り、この荒波を乗り越えていくことが求められます。政府による様々な経済対策に加え、私たち民間の活力を加速させ、さらなる技術革新や活発な設備投資、新たなビジネスモデルの創造などで、この世界的な景気後退と円安による不景気を吹き飛ばしていきたいものです。

一方で、企業を取り巻く環境、なかでも企業統治に関する改革は、令和元年改正会社法の施行やコーポレートガバナンス・コードの再改訂、会計監査に関わる様々な改革等では着々と変わりつつあります。ただ残念ながら、近年でも著名な企業の不祥事が相次いで露見するなど、改革は道半ばと言わざるを得ず、今後とも「監査」の重要性は従来以上に高まり、監査役等に期待される役割や求められる責任は益々大きくなることは間違いありません。当会としては、このような監査役等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、監査役等がその職責を果たすために必要な諸課題について、本年も引き続き研究、議論の場を提供していきます。

また、当会のもうひとつの特徴である一般部会、生涯学習部会、同好会の各活動についても、その活動内容や魅力、参加者の声などを広く発信し、これまで以上に会員・会友の皆様に参加いただくことで、知的好奇心を満たしつつ相互のコミュニケーションの一層の充実に役立てるように、サポートしていきたいと考えています。

昨年11月頃から新型コロナは第8波といわれる大規模感染が再び拡大する状況となり、従来以上に感染力の強いウイルスに置き換わっているようですが、新たなウイルスに対応したワクチンの接種や軽症者用の経口治療薬なども承認されるようになって、今年はコロナの完全克服には至らないまでも、かつての生活を取り戻すような動きがより活発になると想定されます。

当会としては、昨年に引き続きオンラインを活用した幅広いエリアからの参加に加え、昨年まで参加者数が必ずしも多いとはいえなかったリアル会場の参加者を増やすとともに、熱心な議論や相互の情報交換、会社法制に関する最新情報などの提供を通じて、新たな監査懇話会の活動の進め方を定着させていきたいと考えています。また、こうした活動の内容をホームページに掲載し広くPRすることにより、新たな会員獲得に繋げていきたいと思えます。会員・会友の皆様には、引き続きご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

末筆となりましたが、今年も皆様のご多幸、ご健勝と益々のご発展をお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

演 題：企業統治改革と監査役等の役割

講 師：東京大学社会科学研究所教授 田中 亘氏

1 はじめに

本講演では、主として2つのことを議論する。まず前半で、2010年代以降の企業統治改革の経緯と現状について説明した後、その評価と課題について私見を述べる。後半では、企業統治において監査役等＜監査役設置会社の監査役（会）、監査等委員会設置会社の監査等委員（会）、および指名委員会等設置会社の監査委員（会）をまとめてこのようにいう＞に期待される役割について議論したい。

2 企業統治改革の評価：経緯・現状・課題

(1) 企業統治改革の経緯

現在まで続く企業統治改革の重要な起点となったのは、安倍晋三内閣のもとで2014年6月24日に出された「『日本再興戦略』改訂2014」であると思われる。その中では、「日本企業の『稼ぐ力』、すなわち中長期的な収益性・生産性を高め、その果実を広く国民（家計）に均てんさせるには何が必要か。まずは、コーポレートガバナンスの強化により、経営者のマインドを変革し、グローバル水準のROEの達成等を一つの目安に、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化していくことが重要である。」と謳われている。

この「『日本再興戦略』改訂2014」を起点とする、2010年代以降の日本の企業統治改革には、2つの重要な特徴があると考えられる。一つは、企業統治改革の目的として、収益性・生産性（「稼ぐ力」）を重視するという、いわゆる「攻めのガバナンス」の姿勢を打ち出していることである。企業統治は、一般に、企業が法令等のルールを遵守して経営されること（適法性）と、企業の収益性・生産性を高めること（効率性）の2点を目的にしていると考えられるが、2010年代以降の企業統治改革では、もちろん前者を無視したわけではないが、後者の目的がとりわけ強く打ち出されたといえる。もう一つは、そうした収益性・生産性を高める手段として、いわゆるモニタリングモデル——経営者から独立した取締役会が、経営者の選解任や報酬決定等を通じて、経営を監督することを基本とする企業統治のモデル——を強化するという方向性を、それまで以上に強く打ち出したということである。2010年代には、このような（企業の稼ぐ力の向上とモニタリングモデルの強化という）基本的な方針に沿って、2014年（平成26年）会社法改正による監査等委員会設置会社の導入、同年のスチュワードシップ・コード制定（2017年と2019年に改訂）、2015年のコーポレートガバナンス・コード（以下、「CGコード」という）制定（2018年と2021年に改訂）、2017年のコーポレート・ガバ



田中 亘氏

ナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）（2018年と2022年に改訂）、2019年（令和元年）会社法改正による、一定の会社（有価証券報告書提出義務を負う公開大会社。主に上場会社が該当）に対する社外取締役の選任義務づけ、といった、企業統治に関する制度改革が矢継ぎ早に打ち出された。

(2) 企業統治改革の現状と評価

それでは、2010年代以降の企業統治改革は、現状においてどのように評価できるだろうか。

日本の上場会社において、モニタリングモデルを志向する企業統治改革が進展したことは、データの上では明確に読み取れる。東京証券取引所（以下「東証」という）は、毎年、上場会社における独立社外取締役（会社法上の社外取締役であって、取引所が定める独立性の要件も満たす者）の選任状況を公表している。それによれば、2014年には、東証市場第一部上場会社のうち、取締役の3分の1以上を独立社外取締役としている会社の割合は6.4%でしかなかったが、2022年には、プライム市場上場会社の92.1%が、取締役の3分の1以上を独立社外取締役としており、さらに、過半数を独立社外取締役としている会社の割合も12.1%に達している。また、CGコードが設置を推奨している、指名委員会や報酬委員会を設置する会社も、2022年にはプライム市場上場会社の8割を超えている。

このように、少なくともデータ上は、企業統治改革は進展してきているが、それが企業収益あるいは企業価値の向上に結びついているかという点、必ずしもはっきりしないようである。確かに、早稲田大学の宮島英昭教授と慶應義塾大学の齋藤卓爾教授による、アベノミクス下の企業統治改革に関する実証研究（2020年に、旬刊商事法務2224号から2236号にかけて連載）では、改革の前後で、日本企業の業績が（マクロ経済

的要因を除いても）改善したという結果を報告している。もっともその一方、CGS ガイドライン（2022 年改訂）の冒頭（1.1 節）で明記されているように、国際比較の観点からすると、日本企業全体としての「稼ぐ力」は依然として低迷しているし、研究開発や人的資本などの投資も、米国企業と比較して低く、しかも増加していない。また、モニタリングモデルを志向する企業統治改革の「本丸」ともいえるべき取締役会改革についていうと、企業統治改革実施前には、社外取締役を導入した企業は市場からの評価を高めるとするものが比較的多かったが、2010 年代の改革実施後の研究では、社外取締役と企業価値との間には有意な関係が見られないとしているものが多く、評価は定まっていないと指摘されている（金融庁の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第 27 回・2022 年 5 月 16 日）」事務局説明資料 7 頁における、円谷昭一メンバー〔一橋大学教授〕による実証研究の整理参照）。海外では、イギリスや韓国など、法規制やソフトローによって促された取締役会改革が、企業収益や企業価値を高めたとする実証研究が決して少なくないのだが、日本の場合、少なくとも今のところは、そういう結果は出ていないようである。もっとも、例えば CG コードのような企業統治を促す制度改革は、CG コードによって推奨されて初めて、社外取締役を 2 名以上入れた上場会社だけに影響を及ぼしたのではなく、CG コード導入前から社外取締役を 2 名以上入れていた上場会社も含め、日本の上場会社全体に、企業統治強化を進める効果を持ったと考えられる。そのため、前者の上場会社の業績を後者の上場会社のそれと比べる、といった方法では、企業統治改革の効果を測ることは必ずしもできない。このように、企業統治が成果を挙げたかを実証研究によって検証することは、元々難しい面があるということには留意すべきである。

こうした実証研究等も踏まえて、企業統治改革についての私自身の評価を簡単に述べておきたい。第一に、モニタリングモデルを志向するという企業統治改革の方向性は、間違っていないと考える。経営者の監督（よい経営者を選定し、任期中の業績評価や報酬設計を通じてその行動を規律し、必要な場合には交替させること）を効果的に行うことは、上場会社の企業統治の（唯一とは言わないまでも）最重要の課題であるといえるし、取締役会の独立性を高めるモニタリングモデルが、そうした課題に対して一定の合理的な解決策を示すものである。また、上場会社の株式の過半数（時価総額ベースで）を国内外の機関投資家が所有しているという、現在の上場会社の株式所有構造に適合的な企業統治のモデルであることも否定できないと思われる。

他方、第二に、モニタリングモデルを実効性あるものとすることは、各社の努力なしには不可能である。法制度（ガバナンス・コードなどのソフトローも含む）は、取締役会の独立性や、各種の委員会の設置などの外形的な要素を規定することしかできない。取締役に十分な情報、リソース、モチベーションを提供するこ

と、それによって取締役会が実効的な監督をすることを法的に強制することは無理であり、各社の努力が不可欠である。また、最適な企業統治の構造は会社毎に異なる（“One-size-fits-all” はありえない）。モニタリングモデルを志向する企業統治改革が方向性としては正しいとしても、それをどこまで・どのようにして実現するかについては各社の選択が認められるべきである。

3 企業統治における監査役等の役割

(1) 上場会社の機関設計と監査機関

会社法上、公開大会社は、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社の、いずれかの組織形態（機関設計）をとらなければならない（会社法 328 条 1 項）。また、東証上場会社は、取引所規則により、公開大会社であると否とに関わらず、これらのいずれかの組織形態をとる必要がある。このように、ある程度限定された選択肢（メニュー）の中から各社に選択させるという仕組みにしていることが、日本の会社法（およびその下での取引所規則）の特徴である。これは、各社の実情に合致した企業統治構造の選択を認めるべきであるという考慮と、企業統治構造の選択は経営者の影響力により歪みが生じる恐れがあるため、完全に各社の自由に任せるべきではないという考慮との間の調和を図ったものである。

これらの会社における、監査役（会）、監査等委員（会）および監査委員（会）（以下、併せて「監査役等」という）の職務権限には違いがあり、また、権限が個々の監査役に帰属する（独任制）のか、監査（等）委員会という合議体に基本的に帰属するのかといった差異があるものの、いずれも、取締役（指名委員会等設置会社の場合は、取締役および執行役）の職務の執行を監査すること——監査し、必要であれば是正をすること——が主要な職務であることは共通する（会社法 381 条 1 項・399 条の 2 第 3 項・404 条 2 項参照）。

監査役等が、企業統治の一翼を担う存在であることは、CG コードで明記されているところである。すなわち、CG コードの基本原則 4 は、上場会社の取締役会の役割・責務として、(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと、(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと、を挙げるが、こうした役割・責務は、監査役会設置会社においては、「その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる」と明記している。

(2) 会社の組織形態と監査役等の権限の関係

監査役等の職務権限に関する法律上の論点として、監査役等の監査の範囲は、会社の組織形態（監査役会設置会社か、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社か）によって異なるのか、という問題がある。

委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）を導入した平成14年商法改正の立案担当者は、基本的に監査の範囲が業務の適法性に限定される監査役と異なり、監査委員会の監査は、業務執行の決定及び業務執行が全体的に見て効率的に行われているかどうかと言う意味の妥当性監査にも及ぶ、と説明していた（始関正光『Q&A 平成14年改正商法』（商事法務、2003）91頁）。会社法の教科書でも、監査委員会・監査等委員会の監査は妥当性監査に及び、それが監査役の監査との違いであると説明しているものがある（江頭憲治郎『株式会社法（第8版）』（有斐閣、2021）594頁、616頁）

確かに、監査等委員・監査委員は取締役でもあり、取締役会において監督の職務をする場合は、妥当性の監査（監督）もしていると考えられる。例えば、指名委員会等設置会社の取締役会が、代表執行役を解職することもしないことも、ともに善管注意義務には違反せず適法であるという場合は多いと思うが、そのような場合に、これまでの経営成績を踏まえると解職することがより妥当であるとの判断のもとに解職する場合は、明らかに妥当性に関する監査（監督）をしているわけである。また、監査等委員会に付与された、取締役の指名・報酬に関する意見陳述権（会社法399条の2第3項3号）は、その性質上、妥当性の判断にも及ぶと考えられる。

しかし、「取締役（指名委員会等設置会社の場合、取締役及び執行役）の職務執行を監査し、監査報告を作成する」という職務（以下、「狭義の監査」という）については、監査役設置会社と委員会型の会社とで、監査に関する職務権限の範囲に違いがあることをうかがわせる規定は存在しない。作成すべき監査報告の内容も、会社の組織形態を問わず基本的に同じである（会社法施行規則129条・130条・130条の2、会社計算規則128条・128条の2・129条）。そうであるとする、狭義の監査については、監査役（会）設置会社と、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社とで、実質的に違いはないと解してよいのではないか（改正会社法に関する座談会である、藤田友敬「新・改正会社法セミナー第2回監査等委員会設置会社（2）」ジュリスト1558号48頁、56－58頁でも、監査の範囲に違いはないという意見で一致を見ている〔長谷川顕史、田中亘、藤田友敬、澤口実発言〕）。

私見では、監査役等が職務として行うべき監査の範囲は、会社法・施行規則の個々の規定の解釈によって決まる。そして、狭義の監査については、会社法施行規則や会社計算規則で定められている監査報告の内容について意見を形成するのに必要な監査をすることが、監査役等の職務になると解される。そして、その監査報告の内容を見ると、例えば、事業報告及びその附属明細書が、「法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうか」の意見（会社法施行規則129条2号）や、取締役の職務の遂行に関し、「不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実」（同条3号）というよう

に、基本的には、業務の適法性に関する事項についての報告が求められている。このことからすると、狭義の監査については、基本的には、会社業務の適法性を監査することが、監査役等の職務権限になると解すべきだと思われる。ただし、いわゆる内部統制システムについては、それが「相当でない」と認めるときは、その旨及びその理由を述べるものとされている（同条5号）。これは、内部統制システムについてはそれが（取締役の善管注意義務に反するとはいえないため）適法であっても、「相当でない」と認めるときには意見を述べることを求めているため、内部統制システムについては、その妥当性をも監査する権限が監査役等にはあると考えられる。

なお、監査役には会社業務の適法性だけでなく、妥当性を監査する権限を認めるべきである、そうしないと監査役の活動範囲が不当に狭められてしまうとする見解が、昔から主張されてきている。しかし、狭義の監査は基本的に適法性監査であると解する場合にも、監査役が業務や財産状況の調査をする際に、取締役・使用人が、これは妥当性の問題にすぎないからといって調査を拒むことはできないと解される。そのようなことは、実際に調査をしてみなければわからないためである。また、監査役等が取締役会で発言する場合、妥当性の問題に過ぎないからという理由で発言を妨げられることもないだろう。意思決定の過程で十分な審議をすることが、意思決定の適法性を確保することにつながるため。さらに、監査役等が、会社法に規定された職務以外に、会社から委任を受けて妥当性の判断をとまなう職務をすることは、会社法の兼業規制（335条2項）に反しない限り、別に妨げられないと解される。このように考えるなら、狭義の監査は基本的に適法性監査であると解しても、監査役等の活動範囲が不当に狭められるということはないのではないのか。

以上の通り、狭義の監査に関しては、監査役等の監査の範囲については、組織形態を問わず、基本的に違いはない、と考えてよいと思われる。

（3）内部監査部門等との連携

また、監査役等と内部監査部門との連携についても、会社の組織形態によって、法的に可能な連携の内容が特に異なるということはないと思われる。具体的には、公益社団法人日本監査役協会・監査法規委員会が、平成29年1月13日に、「監査役等と内部監査部門との連携について」と題する文書（https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/support/el001_170113.pdf）で示したとおり、監査役等が、内部監査部門に対して監査の指示をしたり、監査の方法や内容についての承認をしたりする制度を作ること、業務執行機関がそのように決定すれば可能と解される。監査役等の監査と内部監査部門の監査の連携を図ることにより、監査の実効性を高めるためには、一定の指示・承認権限を監査役等に付与することは望ましいと考えられ、そのことは、監査役会設置会社であるか、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社であるかによっ

て、特に違いはないと考えられる。

(4) 監査役設置会社と委員会型の会社との違いは？

もっとも、監査役等設置会社の監査役と、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社の監査（等）委員では、権限に違いがあることは確かである。

具体的にいえば、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社では、監査（等）委員は、取締役として、監査体制を含む内部統制システムの整備の決定に関与する（会社法 399 条の 13 第 1 項 1 号ハ・416

条 1 項 1 号ホ）。これに対し、監査役の場合、決定への関与権（議決権）はない（取締役会で発言することはできるし、監査報告の中で、内部統制システムの相当性について意見を述べる権限はあるが）。

従って、業務の適正の確保のため、監査役等は、監査体制を含む内部統制システムの整備についても責任を負うべきであると会社が考えるなら、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社への移行を検討すべきである、ということはいえるだろう。
（本要旨は講師の田中亘先生からご寄稿いただきました）

第792回講演会 文京シビック小ホールにて

2022年11月2日

演 題：源氏物語を聴く

講 師：小説家 角田 光代氏／作曲家・ピアニスト 遠藤 征志氏

いつもの講演会とは異なり、ピアノ演奏と著名な小説家の話ということで、会員・会友に加えてその同伴者他を含め125名の来場者があった。

会友、上村正昭さんに御願いしたビデオ撮影のDVDは事務所の蔵書棚から貸出可能であり、ピアノ演奏や解説詳細はそのDVDをご覧になることをお勧めする。

ここでは、話の一部を要約する。

1. 源氏物語現代口語訳誕生について～角田光代氏

2013年に河出書房から、“日本古典全集を作ることになったから古典の一つをお願いしたい”という要請があった。第一巻の古事記は個人編集者の池澤夏樹氏が訳すが、同氏と河出編集部の打ち合わせで、私には源氏物語をということだった。源氏物語にはまったく興味がなかったが、池澤氏のサイン本を唯一持っていたファンだったこともあり、3年でということまで引受けることにした。それまで持っていた連載を2015年までに終えて、すべての労働時間を源氏物語に捧げた。これまで多くの著名な方が訳をしているが、最も格式の低い訳にしようと、つまり読み易い訳にしようと思った。

2. 源氏物語 54帖の響き作曲について～遠藤征志氏

第1帖「桐壺（桐壺更衣）」から4年で10曲作ったが、第10帖「賢木」で行き詰り、それから2年間一曲もできなかった。しかし、なんとか乗り越えてから計7年で54帖56曲を完成することができた。

3. 紫式部について～角田光代氏

源氏物語には作者の目線が入る草子地文（そうしじぶん）が多い。とても賢い人で、物語では多くの歌が詠まれているが、すべてその登場人物になりきって詠んでいる。頭が良く教養があって才



角田氏の解説と遠藤氏の演奏のコラボレーション

能があって知識が豊富、だから物凄く意地が悪いと思う。第2帖「帚木」では男たちが様々な女性を論じているが、紫式部の厳しい女性観が見られる。女性の好き嫌いが激しかった人だと思う。

4. 演奏された曲と解説

第1帖「桐壺（桐壺更衣）」、第9帖「葵（葵の上・六条御息所）」、第12帖「須磨」、第13帖「明石」、第21帖「少女」、第34帖「若菜上（紫の上）」、第35帖「若菜下（柏木）」、第45帖「橋姫」、第54帖「夢浮橋」
（文責 関根紳仁）



角田光代氏と遠藤征志氏

トランプ氏の「旬」は終わるか、「赤い波」なかった米中間選挙 関西大学客員教授 会田 弘継氏

バイデン米大統領の民主党政権となって初めての中間選挙がこの11月8日に行われ、ほぼ結果が出揃った。中間選挙は、4年ごとの大統領選の間の折り返し点で実施される連邦議会上下両院議員や州知事などの選挙だ。下院は全議席（435）、上院は全100議席の3分の1（今回は35）のほか、州知事ポスト（同36）などが争われた。

2年後の2024年大統領選で共和党候補として再出馬を目指すトランプ前大統領が早くも前面に出て中間選挙に介入、共和党の支配強化を目指した。他方、前大統領の刑事訴追を視野に司法捜査が進み、異様な環境の中での選挙となった。このためトランプ再選を占うという、通常の中間選挙とは異なる性格を持った。主に白人労働者階級の不満を取り込んでトランプ氏が予想外の当選を果たした16年大統領選以降、米社会の分断は激しさを増す一方だ。選挙に伴う暴力沙汰なども懸念されたが、さほどの混乱も起きずに選挙はほぼ終了した。

投票日直前の情勢は、ウクライナ戦争に起因するエネルギー価格高騰などによるインフレ進行とバイデン大統領の支持率低迷で、「赤い波」と呼ばれる共和党大勝が予想された。投票結果は本稿執筆時点（11月25日）で上院が（非改選議席を含め）民主党50（改選前50）に対し共和党49（同50）、下院は民主党213（同220）に対し共和党220（同212）。上院はジョージア州の再選挙（12月6日予定）で1議席を残す。仮に共和党が勝って50議席ずつとなっても、ハリス副大統領が賛否同数の場合に一票を投じることができるので民主党優位。下院は2議席が未定だが、両党の議席数がほぼ入れ替わったかたちで逆転し、共和党が小差で優位となった。大差の「赤い波」は起きなかった。

中間選挙は政権の業績途中評価であり、大統領の属する政権党が議席を失うのが通例で、1950年以降、平均して上院で3議席、下院で25議席を失っている。今回、共和党は4年振りに下院を奪還したものの、歴史的平均値から見ると貧弱な勝利で、敗北に近い。これまで大統領と同じ民主党が上下両院を抑えていたが、下院が共和党優位で「ねじれ」が生じた影響については後述する。以下で今年の中間選挙の経緯と結果の特徴、米政治におけるそれらの意味、今中間選挙が2年後の大統領選挙も含め米政治に与える影響について、順を追って論じていく。

共和党にとっては極めて有利な環境での中間選挙のはずだった。バイデン大統領の支持率は7月に一時37%を割り、就任以来最低に落ち込んだ。2年目に入ったこの時期の戦後大統領としては最低レベルといえる。6月の消費者物価指数上昇率は約40年ぶりに9%



会田 弘継氏

を超えた。激しいインフレが大統領支持率低迷の主たる原因だが、背景にはロシアのウクライナ侵攻やコロナ禍の長期化などで混沌とする国際情勢があった。簡単には対処できない問題だ。選挙を左右するのは「財布の問題」というのは、どこの国でも同じである。こうした状況で春頃には、中間選挙で民主党の大敗も予想されたが、夏に入ると巻き返した。ガソリン高が一服し高インフレがやや鈍化したところで、4300億ドル（約60兆円）のインフレ抑制法などを連邦議会でも次々と成立させ、学生ローン返済免除を打ち出したのも奏功した。

さらに民主党にとって思わぬ助っ人となったのは、人工妊娠中絶を巡り6月に保守派優位の最高裁が下した判決だ。1973年に中絶を憲法上の権利と認めた「ロー対ウェード判決」を覆したもので、共和党保守派の半世紀にわたる悲願達成だった。だがこれがむしろ女性やりベラル派を結集させ、保守派の強いカンザス州で8月に実施された州憲法の中絶条項を巡る住民投票で、中絶容認派が勝利する動きも起きた。

8月には、世論調査で民主、共和両党の支持率が伯仲し出した。選挙区ごとの獲得議席予想でも上院で拮抗し、下院は共和党逆転でも議席差予想は縮まる傾向となった。しかし、有権者の最大の懸念であるインフレは若干下がったものの秋になっても高いままで、特にガソリン価格は前年同月比で約2割上昇。11月の投票日が迫るにつれ共和党の支持率が急上昇し、再び民主党大敗の予想が出だした。

こうした民主党不利の情勢で投票日に向かう中で、トランプ前大統領の返り咲きをめぐる今年の中間選挙特有の事態も進行した。まず注目されたのは、トランプ氏による共和党支配強化への動きだ。ワシント

ン・ポスト紙の集計では、中間選挙の共和党候補選び（予備選）で前大統領の支持を受けた上院 21 人、下院 156 人の 177 人が候補に選ばれて、本選挙に進んだ。前大統領の意に染まない現職を予備選で落とすために「刺客」候補を立たせる工作も進んだ。

刺客に敗れた現職の一人は、旧来の共和党主流派として前大統領批判の急先鋒に立ったリズ・チェイニー下院議員だ。チェイニー元副大統領の長女で、昨年 1 月 6 日に起きた連邦議会襲撃事件で下院のトランプ氏弾劾訴追決議に賛成、さらに同氏の責任を追及する下院特別委員会の副委員長も務めていた。2 年前の選挙では 7 割を超える高得票率でワイオミング州選出下院議員に 3 選された。だが今回は予備選段階で刺客に大差で敗れ、トランプ氏の党内での影響力の大きさを見せつけた。

ただ、ほとんどが再選される現役は別としてトランプ氏が支持した新人候補は主張が過激すぎて本選挙では弱いとみられた。このため民主党側が共和党の予備選に介入するようにして、トランプ派候補を支援するという奇妙な現象も起きた。選挙結果を見るとこの作戦は効を奏した面があった。

トランプ氏の共和党支配強化の動きと並行して懸念を持たれたのは、いわゆる「選挙結果否定者（エレクション・ディナイアー）」の問題であった。共和党支持者の 6 割以上が 2 年前の大統領選でのトランプ氏敗北を認めておらず、中間選挙の共和党候補の多くも支持者に同調して 2020 年大統領選の結果を否定あるいは疑問視していた。特にそうした共和党州知事ないし州務長官候補が次期大統領選での激戦が予想される州で勝利すれば、トランプ氏が再び咲きを狙う 2 年後の大統領選で大きな混乱が懸念された。米メディアも強い関心を寄せて動向を追った。

中間選挙の連邦議会上下両院、州知事、州務長官、州司法長官の共和党候補には 20 年の大統領選の選挙結果否定者は 200 人以上に及んでいた。大統領選挙人を州ごとに選び、投票方式も州ごとに決める米国では、大統領選における州知事や州務長官らの役割は大きい。選挙結果否定者がその任に就けば混乱する。また大統領選の結果を認定するのは連邦議会だから、そこに選挙結果否定者の議員が数多くいれば、これも混乱を引き起こす。21 年 1 月 6 日には、この認定中に連邦議会襲撃事件が起きた。

今回の中間選挙には、2 年前の大統領選結果に疑問を呈するどころか、強く否定する共和党の州知事候補は 8 州、州務長官候補は 6 州、州司法長官は 4 州で出馬した（ブルームバーグ調べ）。大統領選は接戦州と呼ばれる数州が勝敗を決する。そのうちアリゾナ、ミシガン、ペンシルベニア、ウィスコンシンは共和党知事候補は、2 年前の選挙結果を強く否定していたため、選挙の行方が特に注目されていた。

今回の中間選挙の特異な面を示すもう一つ問題は、トランプ前大統領訴追も視野に入れて進んだ司法捜査だ。前大統領による 24 年大統領選再出馬への地なら

しの動きに対抗するかのよう、8 月上旬にはトランプ氏のフロリダ州の邸宅マールアラゴに、機密文書の不法持ち出し容疑で米連邦捜査局（FBI）の家宅捜査が入った。ほかにも前大統領に対する刑事訴追の可能性のある以下の捜査が進行していた。① 21 年 1 月 6 日の連邦議会襲撃事件を巡り下院特別委員会の調査と並行して進む司法捜査、② 20 年大統領選のジョージア州での敗北結果を覆そうとトランプ陣営が行った工作に対する捜査、③ マンハッタン地区検察によるトランプ一族経営の「トランプ・オーガニゼーション」の脱税捜査である。

トランプ氏はこれらの捜査の動きを牽制することも狙って、中間選挙の終了を待たずに早くから 24 年大統領選への出馬宣言をしたがっていた。実際には投票日から 1 週間後の宣言となった。また、9 月以降の中間選挙の本選挙運動期間中には目立った捜査の動きはなかった。司法省内部には中間選挙投票日前の段階での前大統領訴追は選挙介入に当たると慎重な声が強かったためである。

現職大統領でないトランプ氏は刑事事件捜査の対象として特別な立場にはない。ただ、出馬宣言後の強制捜査がトランプ氏に与える影響は複雑だ。8 月の突然のトランプ邸捜査は、むしろ共和党支持者が結束を固める結果となっていた。政治サイト「ポリティコ」による捜査直後の世論調査では、24 年大統領選でトランプ氏を支持すると答えた共和党支持者は 58% と 7 月より 4 割増えた。トランプ氏は 24 年に再挑戦すべきだという同党支持者は、それまでで最高の 71% に達した。

11 月 8 日の投票が大きな混乱なく終わり選挙結果の大勢が判明すると、予想された共和党大勝（「赤い波」）が達成されなかった理由として「3 つの D」が挙げられ、広く流布した。一つ目の D は通称「ドブス判決」、すなわち妊娠中絶の権利を認めた 1973 年の同「ロー判決」を覆した今年 6 月の連邦最高裁判決である。2 つ目の D は、「ディナイアーズ」すなわち 20 年大統領選の結果を認めない「選挙結果否定者」。3 つ目の D は、「ドナルド」すなわちトランプ前大統領のことだ。3 つの Dこそが、共和党が大勝できなかった「敗因」だというわけだ。

保守派優位の最高裁の新判決は、妊娠中絶を憲法上の権利として認めた 1973 年の判決を約 40 年ぶりに覆した。73 年判決が中絶を憲法上の権利だとしたのを否定し、中絶問題を州ごとの判断に委ねた。前述のように 8 月には保守派が強いカンザス州で中絶の権利を州憲法で認めるかを争う住民投票が行われ、中絶容認派が勝利した。保守派の勝利とみられた判決が、逆に女性やりベラル派を結束させた。だが、秋になって高インフレが再び選挙の大きな争点になり、共和党は慢心していたきらいがあった。

NBC テレビが伝えた投票日の出口調査で投票先を決める最も重要な課題として 27% もが中絶を挙げ、インフレの 31% に次いで 2 番目となった。犯罪

(11%)、移民(10%)などを大きく上回った。しかも6月の最高裁判決については61%が「怒り」を表明した。中間選挙の投票にあわせて、カリフォルニア、ミシガン、ケンタッキー、バーモントの4州で中絶の権利を州憲法での扱いを問う住民投票が行われ、いずれも権利容認派が勝利した。カンザス州同様に保守的なケンタッキー州でも容認派が勝利したことは、中絶の権利を維持しようと大きな波が生まれたことを示した。

中絶の権利の議論には幅があるが、公共宗教調査研究所(PRRI)の調査によれば、レイプ事件などでの妊娠を含めすべての中絶を禁ずるべきだという立場の人は2010年には15%だったのが、22年には8%にまで減っている。共和党支持者でも2020年には23%だったのが11%まで減り、熱心なプロテスタントである白人福音派の間でも同期間に33%から18%まで減っている。米国民全体が寛容になっている中での、保守派最高裁による6月の判決だったのである。大きな反発が生まれたのは当然だ。

さらに、6月の最高裁判決は中絶容認派が圧倒的に多い若者有権者(18—29歳)を投票に向かわせ、民主党に有利な状況をつくることになった。タフツ大学の推計によると、1990年代以来20%前後で推移してきた中間選挙の若者の投票率は、今回は27%と2018年の31%に次ぐ高さとなった。出口調査によれば、若者たちの44%が投票にあたり最も重要と考えたのは中絶問題で、2位のインフレの21%を倍以上も上回った。若者の72%は中絶は、ほぼどんな場合でも認められるべきだと回答しており、そう答えた若者の80%が民主党の候補に票を入れている。若者たちの怒りが民主党への追い風となった。この若者たちの勢いが、ペンシルベニア州知事選やアリゾナ州選出上院議員選など接戦と見られた重要州での民主党候補の勝利につながったと見られている。

次のDである「選挙結果否定者」はどうなったか。米国の選挙は中間選挙も大統領選も、数限られた激戦区や激戦州の動向で決まる。今回の中間選挙では、前述したように最近の大統領選で激戦州となってきたアリゾナ、ミシガン、ペンシルベニア、ウィスコンシンクの共和党知事候補が2年前の大統領選結果を強く否定していたため、行方が特に注目されていた。結果はこれらの州すべてで共和党候補は敗れた。ペンシルベニア、アリゾナの共和党知事候補は特にトランプ前大統領の肝煎りで、メディアの注目度も高く大接戦だった。こうした注目度の高かった知事選で選挙結果否定者が敗れたことが、共和党の不調を強く印象づけた。

本稿執筆時点(11月25日)のワシントン・ポスト紙の集計では、20年大統領選挙結果を否定して激戦州の州務長官や州司法長官の選挙に立候補した共和党候補も、再集計となり決着がついていないアリゾナ州司法長官以外がすべて落選した。

確かに注目された知事選や上院選、州高官の選挙で選挙結果否定者の共和党候補は敗れている。ほとんどが新人候補である。他方で連邦議会の下院議員選挙を

見ると、共和党は議席をわずかながら伸ばしており、うち112人は現職で選挙結果否定者だ(選挙分析サイト「ファイブサーティエイト」集計)。ただ、20年の大統領選結果を否定することは選挙戦で有利に働きそうもなかったのも、選挙戦でこの問題を強調することは避けたといわれる。彼らが来年1月から始まる連邦議会の新会期で波乱要因となることは避けられない。

3番目のDであるドナルド、すなわちトランプ前大統領が共和党不調の原因とする見方は、上記の選挙結果否定者の問題と密接につながる。今回の中間選挙下院選挙で集計した2大政党の全国得票総数に注目すれば、共和党は勝っている。本稿執筆時点でのクック・ポリティカル・リポートの集計では民主党44.7%に対し共和党50.8%である。大統領選で共和党が敗北した2020年の得票(民主党51.3% 共和党46.9%)と各下院選挙区ごとに比較すると、トランプ派候補は共和党主流派候補に比べ票を伸ばしていない。ニューヨーク・タイムズ紙(11月16日付)の分析では、主流派候補は平均5.6%得票を伸ばしたのに対し、トランプ派候補は0.7%だ。激戦区ではトランプ派候補はマイナス0.5%になっている。今回の選挙でトランプ派候補が全体として振るわなかったことを示している。

トランプ氏が前面に出て過激な主張をすると候補の足を引っ張る恐れがあることは選挙運動期間中から分かっていた。実際、接戦で共和党候補勝利の可能性もあったペンシルベニア州知事選では、最終局面でトランプ氏が応援に出動したことがわざわざしてトランプ派の新人候補は敗れている。投票日前に大統領選再出馬表明をするのを思いとどまるよう周辺が説得したのも、中間選挙への悪影響を懸念したからだ。トランプというポピュリスト政治家の「旬」は終わりつつある気配がのぞきだした。

中間選挙の結果は、下院での全国獲得総数で見れば共和党が負けたわけではないが、予想された議席数での大勝にならなかったことで敗北感が漂った。そうした中でトランプ氏は投票日直前に一週間後の重大発表を予告し、ジョージア州での上院選再投票が終わるまで待つよう説得する周囲の忠告も無視して11月15日に24年大統領選への出馬表明をフロリダの邸宅で強行した。出馬表明としては異例の早さである。いつもの強気の約1時間の演説だったが、代表的なトランプ応援団の保守系ケーブルテレビ、FOXニュースは途中で中継を打ち切り、やはり応援団だった保守系ニューヨーク・ポスト紙は翌朝紙面で一面の一番下に「フロリダの男が発表」とのつれない見出しだけ。本文は26ページに収めるという扱いだった。風向きの変化を象徴した。

異例に早い出馬表明の理由は、機先を制してメディアの注目を一身に引きつけ大統領候補争いで他候補を圧倒していくことと、前述した刑事訴追への動きを抑え込む効果を狙ったとみられた。だが、前者は中間選挙で共和党が大勝し、トランプ派候補の上院議員や知事が続々登場した場合のシナリオだった。実態はむしろ

ろ逆となり、トランプ与しやすしとみた多くの候補の出馬を促すような事態になってきた。

中でも強敵として頭角を現してきたのは中間選挙で民主党候補に約 20 票もの差を付けて再選されたデサントイス・フロリダ州知事だ。移民問題などでトランプ氏と似た政策を主張していることから、当初は「ミニ・トランプ」と呼ばれたが、その俗称も今では「賢いトランプ」に代わり、共和党支持者の間で人気が急上昇。トランプ氏からは敵視されるようになってきた。この中間選挙での共和党不調の原因はトランプ氏だという見方が広がると、世論調査での共和党大統領候補としての支持率でデサントイス知事がトランプ氏を上回るケースも出始めた。

さらにペンス前副大統領、ポンペイオ前国務長官、ヘイリー前国連大使らが出馬を匂わす発言をし始めた。ワシントン・ポスト紙によると 24 年大統領選への出馬を念頭に重要州を回るなどの活動を始めた共和党政治家は 15 人以上いる。中間選挙後の同紙（11 月 12 日付け）による共和党候補ランキングは①デサントイス知事②トランプ氏③ペンス氏④ヤンキン・バーズニア州知事⑤ティム・スコット上院議員（サウスカロライナ州）…となっている。

中間選挙を終えてトランプ氏の刑事訴追に向けた動きも出てきた。ガーランド司法長官は、トランプ氏に対する刑事捜査の政治的中立を担保するため、11 月 18 日に特別検察官を任命した。20 年の大統領選結果をめぐる連邦議会襲撃などの諸事件と、大統領退任時にホワイトハウスから機密文書を持ち出し自宅に保管していた事件の捜査を監督する。捜査本格化を示す動

きだ。ニューヨーク州マンハッタン地区検察のトランプ一族経営企業による脱税疑惑捜査も動き出している。大統領選出馬宣言で、トランプ氏への捜査が抑制されることはないようだ。

元連邦検察官で政治サイト「ポリティコ」の司法問題専門編集委員レナト・マリオットによれば、合衆国憲法は大統領候補について前科者であってはならないと規定する文言はないから、刑事訴追されても、服役しても、候補にはなれる。ただ、有罪が確定した後に大統領に就任し、その後に服役が始まるケースには憲法上未解決の問題点があり、最高裁の判断が必要だろうという。

他方、今回の中間選挙で民主党は大敗を免れたことで、バイデン大統領が 24 年大統領選で再選を求めている可能性が大きくなった。すでに 80 歳であり人気も低迷しており、世論調査でも出馬に否定的な声が強い。しかし、ハリス副大統領への支持も低く、有力な候補も現時点では見当たらない。24 年へ向かって民主党は難しい問題を抱え込んだといえる。

さらに今回の中間選挙で下院を共和党が多数派になったことで、大統領の次男ハンター・バイデン氏の中国やウクライナでのビジネスをめぐる疑惑について、バイデン大統領弾劾訴追も視野に入れた議会の調査が始まる可能性もある。そうすると、米政治は一層混乱することになろう。下院共和党は前述のように半数はトランプ派議員だから、ウクライナ支援の縮小や、連邦債務上限の引き上げをめぐる激しい駆け引きも予想され、その影響が国際政治経済に及ぶ恐れが十分ある。

第93回特別研修見学会

2022年11月9日～10日

古河機械金属（株）足尾事業所・足尾銅山・日光の史跡

暖かな秋晴れの天気の中、定刻前の 7 時 45 分に参加者 14 名で鍛冶橋駐車場を出発しました。長引くコロナ禍の影響か、参加者はこれまでで最少でしたが初参加の方が 2 名おられました。東北道を順調に進み、予定より早く 10 時 45 分に「古河掛水倶楽部」に到着しました。同倶楽部は明治 32 年（1899 年）に銅山の迎賓館として建設された、外観は洋風、内部は和洋の 2 階建ての建物です。旧館の和室に案内され、まず最初に、古河機械金属（株）足尾事業所 山崎所長より、動画などを使用して、足尾町の現況、足尾銅山の歴史、鉱毒の発生・克服、今も続く環境整備事業などについて解説していただきました。

足尾銅山は慶長 15 年（1610 年）に開削され、江戸幕府の管轄下にあったものを、明治 10 年（1877 年）に古河市兵衛が経営を引き継ぎました。明治 17 年に製錬所を開設、当時の最先端技術を導入し、産銅量は全国シェア 40%、日本一となりましたが、同時に亜硫酸ガスによる煙害が発生しました。煙害克服のため

「自溶製錬法」を日本で初めて導入するなどして、亜硫酸ガスの完全回収に成功しました。足尾銅山閉山後は輸入鉱石で製錬を続けていましたが、昭和 63 年 3 月に約 110 年に亘る操業を停止しました。

山崎所長の襟には「安全専一」のピンバッチがありました。「安全専一」はアメリカで始まった「SAFETY FIRST」というスローガンを翻訳したもので、渡米した同社の技術者が安全重視の考え方を持ち帰り安全第一運動を始め、ここから全国に安全運動が広がったとのことです。まだまだ、書ききれない程、中身の詰まった説明を丁寧にしていただき、古河グループの源流たる足尾銅山事業の歴史と現況を学ぶことができました。

受講を終えた後は、各自で古河掛水倶楽部内を自由見学しました。1 階には応接室、食堂、撞球場（ビリヤード場）などがあり洋風仕様でしたが、2 階は日本間で古河市兵衛と親交の深かった渋沢栄一の書などが展示されていました。館を出て、明治 40 年に建設された

重役の役宅群を見学しました。創建時の状態で6棟が現存しており、中でも所長宅は、接客と居宅の両方を兼ねた床面積 100 坪を超える大変立派な家屋でした。当時の足尾銅山事業の盛況ぶりが窺えました。見学後、

和室に戻り、山崎所長、五十嵐総務課長と一緒に、仕出し弁当の昼食を採りました。食後は、洋館に移りクラシックな趣きの食堂で、女性職員の方からコーヒーのサービスをしていただきました。



古河掛水倶楽部の前で



松木たい積場



庭園側からみた金谷カテッジイン



足尾事業所旧製錬所



烏摩勒伽（うまろきゃ）破魔矢の元祖

午後は、五十嵐総務課長が当方のバスに同乗し、足尾事業所内の施設を巡りました。これらは一般には非公開の施設です。最初の見学地の「松木たい積場」への道は、公道から同社敷地内に入ると未舗装で曲がりくねり、徐々にすれ違いができないほど狭くなり、ちょっと不安になりましたが、さすが帝産バスのベテラン運転手浅見さん、見事なハンドルさばきで無事、「松木たい積場」に到着しました。そこにはドラマのロケ地にもなる荒涼とした光景が広がっていました。大変広大で面積は208,000㎡とのこと。たい積場とは鉱山から生じる捨石、鉱さいなどの鉱業廃棄物を処理する施設で、明治45年3月に設置され昭和35年10月まで使用、現在は休止中です。周辺の山に目を向けると煙害で枯れた山林に白樺や桜の木などの植林がされていました。

次に、見学したのが「旧製錬所」で、建屋は残っていませんが、選鉱所から運ばれてきた銅鉱石を自溶炉、転炉で銅の品位を99%まで純度を高め、インゴットに鑄造して出荷する一連の設備の跡が残っていました。敷地の奥の方にはシンボリックな煙突が威容を誇っていました。プレゼンで見た、建屋が残っていた頃の写真を思い浮かべ、往時の盛況ぶりを偲びました。

次に「本山（ほんざん）動力所」を見学しました。ここには、当時のままのコンプレッサーが2台ありましたが、このコンプレッサーは大正3年に導入され、当時の国内の鉱山では最大となる320馬力の出力を誇りました。このコンプレッサーで削岩機の動力源などとして利用される圧縮空気を作り坑内に送っていました。

次の見学先は、「中才（なかさい）浄水場」です。政府の鉱毒予防工事命令により、坑内廃水はすべて中和、沈殿して放水することが義務付けられ、明治30年に建設されました。同浄水場では、今もたい積場から排水されるpH約3の重金属を含んだ坑廃水の処理をしており、非鉄業界で国内最大級の処理能力を有しています。以上で足尾事業所の見学を終え、次の見学先、足尾銅山観光に向かいました。

足尾銅山では、総坑道1,234kmのうち現在は約700mが開放されており、一同はトロッキ電車に乗って入坑し、その後、徒歩で坑内を見学しました。銅山は、古河のもとで明治18年に本格的な開削が始まり同29年に完成しました。坑内には、鉱石採掘作業が、当初の手掘りから削岩機やダイナマイトによる発破工法などへと変わってゆく様子を、年代ごとに人形を使って再現されていました。ただ小学生にも分かりやすく展示されているせいか、我々には少し物足りない感じがしました。

坑外に出るともう暗く、急に寒くなってきました。一同、バスに乗り、17時半に今晚の宿泊地 鬼怒川温泉ホテル三日月に到着しました。

今回の見学会の開催にあたりましては、ご紹介いただいた広中電機(株) 広中取締役相談役、古河電工(株) 吉田特別顧問、古河機械金属(株) 吉永秘書室長、また、現地でご案内いただいた足尾事業所山崎所長、五十嵐

総務課長ほか皆様、大変お世話になりました。お蔭様で大変素晴らしい見学会となりましたことを心から感謝申し上げます。

翌日は、8時過ぎにホテルを出発、平成15年に「国の重要文化財」に、平成19年には「日本の歴史公園100選」に選定された日光田母沢御用邸記念公園に向かいました。同御用邸は、日光出身で銀行家・小林年保の別邸に当時、赤坂離宮などに使われていた旧紀州徳川家江戸中屋敷の一部を移築し、その他の建物は新築され、明治32年に嘉仁（よしひと）親王（大正天皇の幼名）のご静養地として造営されました。大正天皇がご即位後、大正7年から大規模な増改築を行い現在の姿になり、昭和22年に廃止されるまでの間、大正天皇をはじめ、三代にわたる天皇・皇太子がご利用になりました。部屋数は天皇・皇后がお使いになる南側の奥向き23室、臣下向きが83室の計106室。ガイドの方から展示室・御玉突所（おたまつきじょ）・謁見所・御学問所（おがくもんじょ）・御化粧・御湯殿（おゆどの）・御座所・高等女官（旧公家出身の娘）詰所等を、その都度丁寧な説明を受けながら見学しました。御食堂から見た庭の紅葉が朝日に透け、とてもきれいでした。ガイドの方の説明の中で、畳の縁（へり）につけられている生地で「縹緗縁（うんげんべり）」は天皇・三宮（皇后・皇太后・太皇太后）・上皇が用い、「高麗縁（こうらいべり）」は白と黒の織物で、親王・摂関・大臣は大紋高麗縁、公家は小紋高麗縁と官位による違いを設けていたことには驚きました。

その後、御用邸近くの金谷ホテル歴史館（平成26年「金谷侍屋敷」として登録有形文化財）に徒歩で移動しました。江戸時代に東照宮の警備などを司る日光奉行所役人の官舎として建てられた武家屋敷を、東照宮楽部の笙（しょう）を担当していた金谷家が拝領し、明治6年に東照宮雅楽師金谷善一郎がアメリカ人宣教師ヘボン博士の勧めで、この屋敷に外国人専用の宿「金谷カテッジイン」（建築当初は4部屋で、明治20年に3部屋増築）を開業したのが、「金谷ホテル」の始まりです。館内をガイドの方の案内で見学しました。1階の台所・囲炉裏の間には、侍が身を守る為の隠し階段や低い天井など武家屋敷の名残がありました。二つの和室を見て2階へ。増築前の8畳間には『日本奥地紀行』（原題：Unbeaten Tracks in Japan）という旅行記を書いたイギリス人旅行家イザベラ・バードが明治11年に宿泊していたとのこと、中2階の7畳の和室には中央に小さなこたつがあり、暖を取る鉄釜は階下の倉庫兼作業場（現在はビデオ鑑賞と一部資料を展示）に突き出ていて、階下にも暖房が行き届くよう工夫していたとの説明がありました。次の移動時間まで、土産物エリアやもみじが色づく庭園を散策しました。

バスで日光カステラ本舗磐梯日光店の駐車場（お土産を買う条件？）へ移動、そこから徒歩で日光山輪王寺大猷院（徳川三代将軍「家光公」の廟所（びょうしょ＝墓所））に向かいました。境内には世界遺産に登録された22件の国宝、重要文化財があります。仁王門・

二天門・夜叉門・唐門を経由して本殿・相の間・拝殿（この建物が国宝で別名「金閣殿」と呼ばれる）を参拝、案内の方から「寺と神社の違い」「狩野探幽・永真兄弟が描いた唐獅子絵」「天井の龍の絵」「家光公が着用した鎧（重さ52kg）」「破魔矢」に関する詳しい説明を聴きました。夜叉門に安置されている烏摩勒伽（うまろきゃ）は破魔矢発祥の夜叉。通常、破魔矢の効力は一年間とされていますが、大猷院で販売されている「龍神破魔矢」は一生祭れると宣伝していました。

二荒山神社で参拝した後、駐車場に戻り、昼食処のあさやレストハウスに向かいました。店内は修学旅行生や紅葉の観光客で混雑していました。日光名物ゆばをメインにした弁当を食した後、最後の見学先である天保13年（1842年）創業の酒蔵、（株）渡邊佐平商店へバスで移動しました。酒蔵の真向かいにある道の駅に「船村徹記念館」があり、見学希望の意見が出ましたが、時間の関係で割愛させていただきました。

渡邊康浩代表取締役から、酒蔵の軒先にある「杉玉」

に関する説明に始まり、「日本酒の原材料」「酒と健康」「地酒の特色」「日本酒の選び方や雑学」を分かりやすく、かつ面白おかしく説明していただいた中、甘酒が俳句で夏の季語であることには驚きでした。

お酒造りの工程は、「酒米を精米→洗米／浸漬→蒸米／放冷①→糀造り②→酒母造り③→醪（もろみ）・仕込み④→上槽→濾過／火入れ→貯蔵／調合・割水→火入れ／瓶詰め」ですが、見学コースでは①の作業現場、②瓶入りの麹菌を見せながら説明、③・④はそのタンク群を見学しました。その後、純米酒・特別純米・純米吟醸・純米大吟醸（4種のアルコール分は15%）・純米きざけ（アルコール分は18%）の5種類を試飲、色々な質問にも丁寧に回答していただきました。お土産を購入後、15時前に酒蔵を後にして一路、東京に向かいました。高速道は渋滞に巻き込まれず、12月・1月の見学会と12月ウォーキングの案内をしているうちに東京駅丸の内側に17時過ぎに到着、その後自由散会しました。（窪田隆、杉山通人）



興津維信顧問のご逝去を悼む

興津維信様は令和4年11月6日にご逝去されました。

平成16年から22年迄、理事、監事を務められ、その後は顧問として当会発展にご尽力されました。平成24年には故・草野会友の「監査懇話会での監査活動のあるべき姿の啓蒙活動に取り組むべき」との熱い思いに共感され、草野研究会（現・K2研究会）立ち上げにご尽力されました。音楽もお好きで、10月13日開催の楽友会音楽鑑賞会ご案内に対して真っ先に出席の電話を頂きましたが、ご都合が悪くなって、お会い出来なかったことは残念でなりません。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

（顧問 元副会長 元一般部会長 楽友会委員長・K2研究会座長 豊田博之）

画友会

画友会の 30 年

画友会は1992年に発足しましたので2022年がちょうど30周年でした。記念写真は2022年12月の文京シビックセンター・アトリエでの例会でモデルさんを囲んで撮影したものです。

絵画は大きく日本画と洋画に分かれます。画友会の対象は洋画ということになりますが、写実画から抽象画まで様々な分野があり、用いる画材にも様々なものがあります。

(1) 鉛筆だけで描く鉛筆画にも、濃淡の鉛筆や色鉛筆を駆使して一見写真のように見えるものや、色鉛筆にも水彩画のように仕上がるものがあります。

(2) 水彩画にも様々な絵具があり、一見して油彩画に見えるような画材もあります。

(3) 油彩画にもいわゆる油彩とアクリル絵具を使うものがあります。

(4) パステル画もソフトパステルからハードパステル、スポンジで広い範囲に伸ばせるものまで多彩な画材があります。

(5) 水彩とパステルを併用して描く人もいます。

(6) 切り絵や貼り絵といったコラージュや版画もあります。

(7) コンピューターを使って描くこともできる時代になりました。(写真は「スケッチブック」というソフトを使ってiPadで描いた私のラフ・スケッチ)

このように「なんでもあり」の時代です。上手い、下手は関係ありませんので、どうぞ皆さまも画友会でチャレンジしてみてください。

画友会は文京シビックセンター・アトリエでの静物画、人物画などの写生会のほか屋外での写生会を行っています。講師は日展会員・東光会副理事長の松田茂先生です。

また、コロナで中断していますが、広く会員・会友とご家族を対象に「日展鑑賞会」(写真は2019年のもの)を行ってきました。2023年はできれば再開したいと思います。
(城戸崎雅崇)



2022年12月例会



2019年 日展鑑賞会



iPadで描いたラフ・スケッチ

生涯学習部会コーナー



句遊会

十一月詠草

兼題…秋思、山霧、当季雑詠

これという主題もなくて秋思かな 城戸崎雅崇

霜積の水車の宿の秋思かな 大仲 正敏

切り出したままに秋思の石切り場 石原 克己

貴重品取り戻せず秋思かな 川田 勝美

山霧や谷間に長き寺の鐘 中山 知祐

この先は地図に無き道山の霧 安井 正浩

山霧や磁針の赤が揺れ動く 佐藤 政百

人に会う嬉しき秋になりにつけり 眞田 宗興

秋雨にレインボーブリッジ徒歩無言 森 邦彦

棋友会

日本将棋連盟主催 内閣総理大臣杯
「第122回職域団体対抗将棋大会」に出場

11月3日（祝）、棋友会は、3年ぶりの開催となる「職域団体戦」に、春の「交流戦」（6月既報）に続き出場致しました。

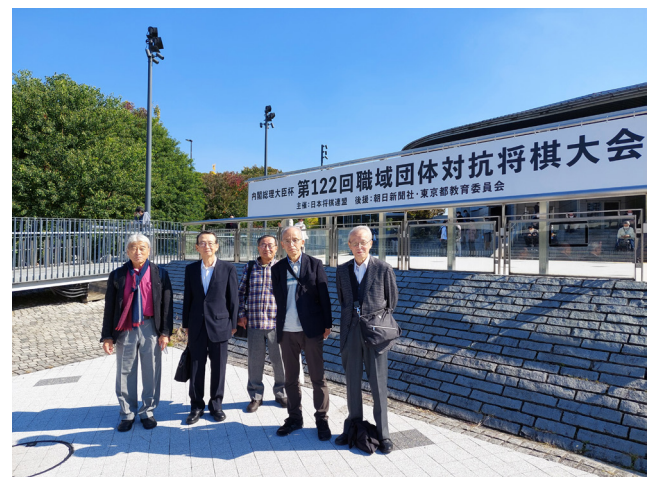
大会は、S級からF級までの7階級に、301チーム（1チーム5人）1505人が参加する対抗トーナメント戦。最下のF級参加ですが、あわよくばクラス優勝して後援の朝日新聞に「監査懇話会」の名を記載させんと、最高齢チーム5人は春の雪辱に燃えて、将棋の守護神？「鳩森八幡神社」に必勝祈願を済ませ、勇躍、会場の「東京体育館」に乗り込みました。

ルールは1局20分の早指し、後は1手30秒の秒読み。F級とはいえ猛者も多く、相手も年寄りをいたわる心はかなぐり捨てて真剣勝負。しのぎを削る戦いも「身勝手・独断パワー」僅かに及ばず、2勝3敗にて惜敗致しました。

とはいえ、敗者の「慰労戦」では1勝1敗。孤軍奮闘した会長の3勝を含め全員が勝ち星を挙げ（増加の女性戦士に勝ち、ご満悦もあり）、大会で互角に戦える実力を付けたと実感出来たことは収穫でした。棋友会”懲りず”に頑張ります。

新会員の方も今回参加致しました。将棋好きの方の遠慮ない入会を一同お待ちしております。

（藤間孝雄）



事務局通信



◆行事報告

第202回理事会

11月17日(木)10:00~12:00 事務局 2
オンライン 14

会報委員会

11月7日(月)10:00~12:00 事務局 8
11月15日(火)10:00~12:00 〃 7

広報委員会

11月11日(金)14:00~14:45 事務局 1
オンライン 10

◇一般部会

第792回講演会

11月2日(水)14:00~16:00 文京シビックセンター 75
(特別聴講A定期1名含む)
(別途 会員会友同伴者:43名、講師招待者:6名)

講師 小説家 角田光代氏
作曲家・ピアニスト 遠藤征志氏

演題 源氏物語を聴く

第93回特別研修見学会

11月9日(水)~10日(木) 古河機械金属(株) 足尾事業所
・足尾銅山・日光の史跡 14

◇監査部会

第353回監査セミナー

11月9日(水)14:00~16:30 日比谷図書文化館 25
オンライン 41

(会場:体験2名、オンライン:特別聴講A定期1名、
特別聴講B定期1名、体験2名含む)

講師 東京大学社会科学研究所教授 田中 亘氏

テーマ 企業統治改革と監査役等の役割

22年度第5回監査基礎講座

11月4日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター 7
オンライン 28

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講師 シンバイオ製薬(株)取締役常勤監査等委員
渡部 潔氏

テーマ 内部統制と監査役の役割

22年度第3回会計基礎講座

11月8日(火)14:00~17:00 オンライン 33
(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講師 公認会計士 小粥純子氏

テーマ 少し難しい会計処理をサクッと手早く

出席者

第267回監査実務研究会

11月18日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター 6
オンライン 36

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

問題提起者 (株)リコー常勤監査役 辻 和浩氏

トレンドマイクロ(株)常勤監査役 千歩 優氏

コーディネータ 日本海洋石油資源開発(株)常勤監査役

下村恒一氏

テーマ 先進的な監査役会活動から学ぶ

~監査役の選任・報酬決定プロセスにおける

先進事例

第115回監査技術ゼミ

11月7日(月)14:00~17:00 文京シビックセンター 5
オンライン 23

講師 NPO法人顧客ロイヤリティ協会

理事長 伊藤秀典氏

副理事長 研修部会 高木雄子氏

テーマ 顧客ロイヤリティの基本

◇生涯学習部会

句遊会 例会

11月1日(火)13:00~15:00 菱友会会議室 5

写友会 例会

11月25日(金)13:30~17:00 文京シビックセンター 18

画友会 例会

11月5日(土)13:00~16:30 シビックアトリエ 7

楽友会 例会

11月29日(火)13:00~15:15 福祉センター江戸川橋 16

棋友会 例会

11月29日(火)13:00~17:00 六甲クラブ 6

◇同好会

楽器演奏同好会

11月14日(月)12:45~17:00 吉野町市民プラザ 9

エッセイクラブ

11月22日(火)11:30~14:00 如水会館 7

江戸文化研究会

11月6日(日)14:30~16:00 五反田KIO会議室 11+4

◆会員・会友異動

(再入会会員)

○太田譲治 アイリス(株) 常勤監査役

(退会会友)

○興津維信 元日本冶金工業(株)

11月6日ご逝去されました。

○糸賀正巳 元三菱プレシジョン(株)

会 員	会 友	計
200	134	334

2022年11月末現在

編集後記

表紙のハケ岳西天狗岳、迫力があり新年に相応しい清々しい写真だと思います。

☆監査セミナーでは、東京大学社会科学研究所教授の田中亘氏が2010年以降の企業統治改革と監査役等の役割及び監査役設置会社と委員会型の会社との違い等について解説していただきました。☆講演会は小説家角田光代氏とピアニスト遠藤征志氏のコラボ、懇話会で初めての試みで「源氏物語を聴く」が演じられました。☆特別寄稿は関西大学客員教授会田弘継氏が先般の米国中間選挙についての詳しい解説をしてくださいました。共和党の「赤い波」はトランプの影響に陰りが出ているようです。☆新年が明るい年になることを祈っております。

(川村知重)